

筑波大学大学研究センタープロジェクト研究運営要領

大学研究センター運営委員会申し合わせ
平成 27 年 5 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 本要領は、筑波大学大学研究センター（以下「センター」という。）における研究活動として実施するプロジェクト研究（以下「プロジェクト」という。）に関わる運営を適正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本要領に定めるプロジェクトは、原則として次の要件を満たすものとする。

- (1) 研究テーマは、センターにおける研究活動の強化及び新しい研究活動の展開に資するものとする。
- (2) 研究組織は、センターの専任教員をリーダーとし、メンバーにセンターの専任教員又はセンターの客員研究員である本学教員を 1 名以上含むものとする。
- (3) 実施期間は、1 年から 3 年の間の適当な期間とする。

(プロジェクトの設置)

第 3 条 各プロジェクトの設置は、様式 1 によるリーダー予定者からの申請に基づき、センターの運営委員会における審議を経て、大学研究センター長が決定する。

- 2 プロジェクトのリーダーは、研究組織又は実施計画を変更する時は、その都度大学研究センター長の承認を得なければならない。

(プロジェクトの経費)

第 4 条 プロジェクトの実施に必要な経費は、センターの運営に支障のない範囲内で、センターの予算から配分することができる。

- 2 経費が必要なプロジェクトのリーダーは、大学研究センター長に対し、様式 2 に基づいて申請し、承認を得るとともに、配分された経費の使用状況について年度末に報告しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、プロジェクトの実施に必要な経費は、本学における各種支援経費等から充当することができる。

(実施状況及び成果の報告)

第 5 条 各プロジェクトのリーダーは、実施期間中複数回、プロジェクトの実施状況をセンターの運営委員会に報告しなければならない。

- 2 研究の成果は、センターが実施する公開研究会、センターが刊行する『大学研究』その他様々な方法によって公開されなければならない。

(プロジェクトの終了・廃止)

第6条 設置期間を終了したプロジェクトのリーダーは、様式3に基づく実施報告書をセンターの運営委員会に提出しなければならない。

2 プロジェクトは、その設置目的を達成したと判断されたとき、又は目標を達成できないと判断されたときには、設置期間内であっても、センターの運営委員会の審議を経て大学研究センター長が終了又は廃止することができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行以前から実施されているプロジェクトについては、この要領の規定により設置されたものとみなす。

申請者名 _____

研究課題名
研究組織の構成
実施期間
研究目的／背景

研究計画／方法

様式2 プロジェクト研究経費申請書

年 月 日

申請者名 _____

下記によりプロジェクト研究実施に係る _____ 年度分の必要経費を申請します。

記

研究課題名

合計金額 _____ 円

経費の明細

経費の妥当性・必要性

様式3

プロジェクト研究実施報告書

年 月 日 現在

報告者名 _____

研究課題名
研究組織の構成
実施期間
成果の概要

